

次代に引き継ぐ美しい自然は、

皆さんの一歩から



鹿屋市の美しい環境を損ねている原因の一つにごみなどが捨てられる不法投棄があります。

その不法投棄を未然に防止するために「不法投棄禁止看板」を設置していますが、一方で、この看板自体が美しい自然に相応しくないとの指摘もあります。

市では、美しい自然を損なうことなく環境を守っていくため、できる限り不法投棄禁止看板を設置しなくて済むように、パトロールの強化や広報等を通じた周知・啓発活動及び関係機関との連携を密接にして、不法投棄防止活動に取り組んでいます。それでも一部の心ない人による不法投棄が行われているのが現状です。

不法投棄は悪質な犯罪で、不法投棄をすると次の罰則があります

- 不法投棄をした人には、**5年以下の懲役、1000万円以下の罰金**が科せられます。
- 法人の場合は、**3億円以下の罰金**が科せられます。

ありません。

ごみは、しっかりと分別してごみステーションに出すか、直接肝属地区清掃センターへ搬入するなどして、適正に処分してください。

また、空地を持つている人は草刈などを行い、土地の管理を徹底することにより、不法投棄を防止してください。

ぜひ、美しい自然を次代に引き継ぐ一歩であるごみの分別と適正な処分をしっかりと、不法投棄禁止看板を設置しなくても済む環境づくりを皆さんと一緒に目指しましょう。

【問い合わせ】

市生活環境課（5階）
☎0994・31・1115



▲土地の管理者は、ごみなどを捨てられないように工夫をしましょう。